

(目的)

第1条 この条例は、市長、副市長、教育長(以下「市長等」という。)及び市議会議員(以下「議員」という。)が、市民の厳粛な信託を受けた地位にあることを認識し、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うことを促し、もって清潔で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等及び議員の責務)

第2条 市長等及び議員は、市政にかかわる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

(倫理基準)

第3条 市長等及び議員は、市民全体の奉仕者としてその品位と名誉を重んじ、次に掲げる倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 常に市民全体の利益を指針として行動するものとし、その地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。
- (2) 市並びに市が設立した土地開発公社及び市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人が行う許可、認可又は請負その他の契約について、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (3) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に利用するよう働きかけないこと。
- (4) 市長等及び議員個人又は市長等及び議員が役員をしている法人等が請負をすること等の禁止を定めた地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2、第142条及び第166条の規定の趣旨を遵守し、市民に疑惑の念を生じさせるような行為をしないこと。
- (5) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他の選挙に関する法令を遵守し、買収、寄附その他不正の疑惑をもたれる行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長等及び議員の品位と名誉を害し、市民の信頼を著しく損なう行為をしないこと。

(市民の責務)

第4条 市民は、市長等及び議員に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市職員の採用、昇格又は異動に関する推薦又は紹介の依頼
- (2) 市が発注する工事の指名、下請けの業者の選定及び使用資材等の購入の指名に関する依頼
- (3) 政治的又は道義的批判のおそれのある寄附行為
- (4) 飲食の供与等、社会的通念上疑惑を持たれる行為
- (5) 市長等及び議員に対し、寄附、飲食の供与等を求める行為
- (6) その他不当な圧力又は誹謗中傷とみなされる行為

(審査の請求)

第5条 市長等及び議員について第3条に規定する倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、市民にあっては本市の選挙人名簿に登録されている市民の50分の1以上の者の連署、議員にあっては4人以上の者の連署をもって、市長等に関するものは市長に、議員に関するものは議長に審査を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 第1項に規定するほか、市職員は、市長等及び議員の行為が第3条に規定する倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、市長等に関するものは市長又は議員に関するものは議長に審査を請求することができる。

(事前審査)

第6条 市長又は議長は、前条の規定により審査の請求がなされたときは、あらかじめ、当該請求の内容を調査するものとする。

- 2 審査請求された事項が市長又は議長に関するものであるときは、副市長又は副議長が前項の調査を行う。この場合において、次条から第12条までの規定中「市長」とあるのは「副市長」、「議長」とあるのは「副議長」と読み替えるものとする。
- 3 審査請求された事項が議長及び副議長に関するものであるときは、各会派の代表者が協議し、指名した議員が第1項の調査を行う。この場合において、次条から第12条までの規定中「議長」とあるのは「第6条第3項前段の規定により指名された議員」と読み替えるものとする。

(委員会の設置)

第7条 市長又は議長は、[前条第1項](#)の調査により審査の必要があると認めるときは、速やかに真岡市政治倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置し、請求された事項の審査を当該委員会に諮るものとする。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、8人の委員をもって構成する。

2 委員は、市長又は議長が指名する。ただし、審査の対象となる市長等及び議員並びに審査請求をした議員は、委員となることができない。

3 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

4 委員会の委員長及び副委員長は、その委員が互選する。

5 委員会の委員の任期は、当該審査終了時までとする。

(委員会の審査)

第9条 委員会は、[第7条](#)の規定により市長又は議長から請求された事項の審査を求められたときは、速やかに審査を行う。

2 委員会は、審査を請求された者に出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

3 委員会は、審査請求をした者若しくは市職員から事情を聴取し、資料の提出を求め、又は市民その他の関係人を参考人として出席させ意見を聴くことができる。

4 審査請求の対象となっている者の倫理基準違反の認定及び措置に関する委員会における決定は、委員定数の3分の2以上の同意を要する。

5 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員定数の3分の2以上の同意を得たときは非公開とすることができる。

(報告書の提出)

第10条 委員会の審査が終了したときは、委員長は報告書を作成し、市長又は議長に提出するものとする。

(市長又は議長の措置)

第11条 市長又は議長は、委員会の報告を受けたときは、その審査結果の報告を行うほか、市広報誌、議会広報誌による公表、市民に対する説明会の開催その他必要な措置を講ずることができる。

(守秘義務)

第12条 市長又は議長及び委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第29号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。